

寛政度造営における清涼殿障壁画について

松尾芳樹

天明八年（一七八八）正月晦日の大火は禁裏に及び、宝永度造営内裏はことごとく灰塵に帰した。幕府は三月二十二日老中松平定信に御所修築を命じ、新内裏は寛政二年（一七九〇）に落成をみた。寛政度内裏は紫宸殿清涼殿など幾つかの復古的造営が行われたことが知られ、その計画は光格天皇の意思によるとされる。そして復古内裏の具体化は、裏松固禪の考証をもとに公家達の検討によって、現実を反映した平安古制の再現が模索されたものであった。

一 寛政度造営清涼殿障壁画

この寛政度造営清涼殿の障壁画については『寛政御造営記』や『鳳闕見聞圖説』などに記録が見えるが、京都市立芸術大学所蔵の土佐派絵画資料の中にもこの寛政度造営に関わる土佐派側の資料が含まれる。本目録に収録した資料のうち目録番号二十五までの縮図や下絵は、年紀・落款を欠くものの画題や安政度造営資料など他資料との画像上の比較から、寛政度造営清涼殿に関すると考えられる資料である。嘉永七年（一八五四）に炎上し大半が焼失した寛政度清涼殿の障壁画については資料が少なく、貴重な記録といえるだろう。

また本資料の中には、「寛政新内裏清涼殿鳥居障子次第」「寛政新内裏清涼殿御絵次第」「清涼殿御障子倭画色紙之和歌」「諸御殿御造営御修復御用年号書抜（光清）」等、寛政度造営清涼殿に関する文書類が幾つかあるが、本目録では割愛されている。これらを参考にした清涼殿障壁画の配置等については、本目録巻末の資料編を参照されたい。

寛政度造営では土佐光貞（土佐土佐守）、土佐光時（土佐左近將監）、土佐光孚（土佐虎若丸）の三人が制作にあたった。土佐本家分家共に参加するが、分家の

絵師が主導的立場に立っている。そして清涼殿の障壁画には造営にあたった三人が関わり、内裏落成の寛政二年時、分家の光貞は五三歳、光孚は十一歳、本家の光時は二六歳である。

『寛政御造営記』『鳳闕見聞圖説』に示される清涼殿障壁画の作者については記述に不明確なところがあったが、本資料によって寛政度造営に関わる土佐家御用の実体はかなり見通しのよいものになった。しかし、ここで説明が必要と思われるのは、先の文献には記されていない渡廊馬形障子制作に関する資料である。資料中には二組の馬形障子下絵があり、両者は全く同一の図様を示している。これは『鳳闕見聞圖説』に見る寛政度造営時の図と同じものであり、この制作もまた土佐家が携わったとしなければならぬ。この内一組には焼筆の跡が見えるため、両者は寛政度の原本とその模本という関係にあると思われる。そして模本と思われるものには安政度造営に関する資料に頻出する印影が見られる。『安政御造営記』には馬形障子制作の記録がないが、本資料に含まれる安政度の衝立障子縮図にこの馬形障子も含まれているところから、これを弘化四年（一八四七）の補修等も含めて、安政度造営に前後する時期に行われた新造修復に関わるものと考えたい。

寛政度造営での土佐家御用は、清涼殿以外にも内裏造営と平行して行われた仙洞御所造営や、やや遅れて寛政六年（一七九四）に落成した皇后御殿飛香舎造営に及んでいる。これら障壁画の図様は本資料に遺されているが、紫宸殿陣座寄障子のように文献に見えながら、関係資料が見出せないものもある。またこれら障壁画には安政度造営に至るまで幾度かの修復や新造が行われたため、若干の図様変更が生ずることもあった。本目録には文化十三年（一八一六）の清涼殿障壁画修復にあたり、光時と思われる土佐家の絵師等が昇殿し、調査を行った際制作された図面及び縮図が含まれるが、この内「清涼殿障壁画控帖」の中の荒海障子縮図は、『鳳闕見聞圖説』に見える図と異なる図様を示して、その状況を物語っている。

二 土佐家と寛政造営

寛政造営は復古内裏として知られるが、注意を要するのはこの復古内裏が当時の朝幕関係の緊張を背景にしたものであり、結果的に平安内裏の部分的再現を目指したに過ぎなかったことである。

復古の要求は朝廷側から幕府に提示されたもので、幕府は財政上の問題で難色を示しながらも、結局紫宸殿・清涼殿・承明門等儀式に関わる建築物を復古様式によって建てることを認めた。『造内裏御指図御用記』⁽¹⁾には、これら一部ではあったが内裏にとって象徴的存在である殿舎に対して、朝廷側が見せた執拗な古制模索の様子が記録されている。朝廷にとって復古内裏の願望は単なる御所修築の域を越えた意味を持っていた。それだけに、この復古殿舎の造営に関わった土佐家の役割は他の造営絵師達と一線を画する存在であったことが理解される。

そこで土佐家と清涼殿障壁画との関わりを整理してみたい。寛政造営における復古とは建築・調度の様式的な面に行われたが、それは威儀に満ちた儀礼を実現しようとする現実的な問題に関わる要求であった。従って清涼殿の障壁画について考える場合も、復古の要素のみが働いたわけではなく、現実に即して新たな判断が働いた部分があることも注意しなければならない。復古のイメージが強い寛政造営だが、障壁画に関する限りその大部分の図様について、特に復古の注意が払われたとは思われないのである。土佐家にとって復古内裏御用とはどのような内容であったのだろうか。

寛政造営に先立つ宝永造営では土佐家は光祐・光芳が常御殿障壁画の一部を担当したにすぎない。その土佐家が寛政内裏の象徴的殿舎である清涼殿造営に大きく関わるのは、復古内裏の方針が採用されたことが影響したものと考えられる。慶長度から宝永度にかけて行われた六度の内裏造営では、清涼殿障壁画は漢画系画題が中心となっており、狩野派の絵師が制作にあたってきた。⁽²⁾寛政造営時土佐家が狩野家にとって代わることになったのは、狩野家に人いないこともあったのだろうが、何より朝廷側が復古内裏を実現するために幕

府との交渉を重ねるごく初期の段階から土佐家が関わったことが大きい。

土佐家が御所造営に関わる情況を示すものとして、本資料の中には「天明八年申五月造内裏御用」という墨書を持つ袋に纏められた一括資料四十三点が含まれている。この資料は殿舎や調度の細部意匠を図示したもので、『造内裏御指図御用記』の記録と対応するもの多く、内容から見て概ね墨書の通り寛政造営に関わる資料と考えられるから、造営開始当初の土佐家御用の実態を窺わせしてくれる。

先の「諸御殿御造営御修復御用年号書抜」には、「天明八戊申年／御造営二月被仰出／五月以来御用始ル／寛政元己酉年十月／禁中御造営御用被仰出／同戊年／新調御道具御用九月被仰出」という記録がある。先の資料と考えあわせるると天明八年五月に御所造営に関する最初の御用が命じられ、それは古画や文献考証により公家の監修の下、復古内裏の参考図を作成する用向きであったことになる。

土佐家と内裏造営との関わりは『造内裏御指図御用記』の記録から具体的に辿ることができるが、内裏復古の方針が決定したのは天明八年十一月頃のことだから、土佐家が御用を命じられたのはこの決定より相当に早いものであった。朝廷側の極めて速やかな対応は、彼等の復古に対する強い願望を印象付けるものといえる。

従って造営当初の土佐家御用は復古内裏のイメージを具体的に視覚化することにあつた。「造内裏御用」粉本は復古内裏資料として幕府側の造営御用掛へ提示される資料となり、何より復古内裏の具体化した姿を模索した公家達の検討資料となったのである。そう考えると寛政元年十月に命じられた御用の意味が分りにくい。清涼殿障壁画制作の正式な依頼であったと考えると、『造内裏御指図御用記』によれば、鳥居障子・昆明池障子・荒海障子などの様式については天明八年より検討が始められているが、具体的図様に関する検討は遅れて寛政期に入ってから行われた様子が窺えるからである。

またこの清涼殿鳥居障子の図様決定に関わる興味深い資料として、目録には未収だが本資料に含まれる「関東御用名所和歌絵」一巻がある。これは土佐光

芳が関東からの屏風制作依頼に応ずるため、名所絵四十八図を春夏秋冬雑の五種に分類して提出したのだが、この名所絵の様式は清涼殿のものと同様で近く、一部には同じ図様さえ見られる。寛政度造営時土佐家には既に蓄積されていた名所絵があり、この仕事にあたり極めて有益な粉本として活用された状況が察せられる。この段階に至って土佐家の仕事は本文和歌の色紙形に偏重された公家の趣味を絵画的に決着させることであった。これはまた復古とは異なる次元の作業であったといえよう。寛政度造営における土佐家の御用は決して単純な画作者のものではなかったのである。

三 復古内裏考証の周辺

寛政度内裏の復古造営について、朝廷側の意思が強く働いたことは先に述べたとおりである。この復古の考証が具体的イメージとして確定するには公家と絵師の共同作業が必要だったはずだが、決定を下したその公家達の周辺にはどのような内裏考証の蓄積が準備されていたのだろうか。

復古内裏考証に最も影響を及ぼした人物は裏松固禪である。⁽³⁾ 固禪は宝暦事件によって蟄居を命じられたが、天明八年に定信によって復古造営のため赦免されたとされる。早くから内裏復古の中心にいた固禪だが、これは固禪の平安内裏研究が当時公家の間に広く知られていた証であろう。またこの内裏研究があったからこそ、朝廷側の復古建議も強く打出されたものと考えられる。

『大内裏図考証』として寛政九年（一七九七）に献上本上呈が行われた固禪の考証だが、後述する藤原貞幹の書簡によれば天明八年出仕の時点では考証資料集の段階であり、書名も確定していなかったようである。そして同年秋からこの編纂活動が開始して、寛政四年頃に漸く三十巻本の形で纏められたことが記されている。土佐家が復古図を作成するよりどころとして、固禪の考証を基本にした公家からの指示という形で細部を模索していった様子は、『造内裏御指図御用記』の記録から窺われる。従って、復古様式の実際は固禪の考証に公家の現実的判断が加わった性格のものであったと理解してよいだろう。

定信が内裏造営について朝廷側と交渉するために上洛したのは天明八年五月二十二日である。『宇下人言』等によれば定信は復古内裏についてはこの時点でもかなり難色を示している。⁽⁴⁾ 一方、三十年もの間出仕を禁じられていた固禪の参内は公家の中山愛親らが造営御用掛に任じられた日と同じ三月二十五日であり、出仕を命じられたのは四月一日とされる。これは定信上洛よりも早く、内裏復古の方針が幕府の決定に先行して、朝廷側で独断的に具体化され始めた状況を示している。『寛政御造営最初記』に見るとおり四月には逸早く復古内裏の要求が幕府に示されたわけだが、この時固禪がどのような経過で出仕を命じられるに至ったのか定かではない。奇妙な話だが、通説のとおりならば定信が未だ確定していない復古内裏の為に固禪を許したことになってしまふ。後考の余地がある。

貞幹の書簡によれば、新任の幕府儒官である柴野栗山は、天明八年の火災直後、既に固禪研究の記事が書面にあっても疑問がなかったようである。復古内裏の動きが生まれてくることは栗山また貞幹の周辺では、予想の範囲にあったことかもしれない。栗山は天明八年正月に初めて定信に対面したのだが、この出会いは重要な意味を持っていた。定信は古書画古器物等歴史資料に並々ならぬ興味を示した大名だったが、その学問上の信頼を受けた学者がこの栗山なのである。

栗山の年譜⁽⁵⁾には彼がこの寛政度造営に関し、寛政二年に紫宸殿賢聖障子の考証にのみ与ったと記す。賢聖障子の考証は儒者の立場による御用と見るべきだから、こと復古内裏に関する限り彼は直接に関わった人物とはいえない。しかし、定信と彼の関わりからすれば、その役割は他のところにあつたとしてよさそうである。というのも、貞幹の栗山宛て書簡の抄録『蒙齋手簡』⁽⁶⁾に、天明八年炎上以後の内裏関係の記事がかなり具体的に記されており、彼が相当の興味をもって、早くから御所造営に関する情報を入手していたことが分かるためである。あるいは、栗山は朝廷が幕府に提出する復古内裏の内容に対して定信方の相談相手となっていたかもしれない。

このように固禪あるいは栗山と内裏を語るとき常に浮び上がる人物が京都の

歴史学者藤原貞幹である。両者と深い交際をもったこの人物については従来の御所造営研究において、あまり注目されることなく遺憾に思われる。貞幹は固禪の内裏研究の協力者として漠然と知られているが、安永七年（一七七八）の自序を持つ彼の著作『七種圖考』⁽⁷⁾には既に平安内裏についての考証が絵図とともに纏められていることに注目すべきであろう。書簡によれば彼が固禪と内裏研究をするようになったのは安永二年（一七七三）のことというから、貞幹の研究は固禪の研究を知る上でも重要な意味を持つといえる。

広い交際範囲を持っていた貞幹らしく、公家の出である積学固禪に対して尊敬の念を以て交際したことは、貞幹の立原翠軒宛て書簡集『無佛齋手簡』の文面等によって理解される。また貞幹は固禪のみならず、栗山との交遊にも親密なものがあった、それは実現こそしなかったが栗山が『七種圖考』上梓の計画を立てたことから分る。この栗山が内裏造営についてどのような意見を持ち貞幹と書簡を交わしたのかは定かではない。『蒙齋手簡』には貞幹と内裏造営との関わりについて、具体的な所感や報告が多く述べられており、栗山の興味の所在が推察される。これら貞幹の書簡類には、固禪との交渉の他中山殿、日野殿といった公家の名が散見し、その消息を伝える記事も少なくない。内裏考証に限らず彼等の間に文芸的な交流があった様子が窺えよう。

加えて興味深いことに、貞幹は土佐家土佐光貞とも交際があった。これは彼が土佐家の『家伝』を書写し今日に伝えていることや、本資料の中に貞幹が記した故実考証の資料が含まれることにより決しておろそかなものだったとは思われない。具体的には本目録の「東寺慶賀門図」や「金剛珠院菴図」は貞幹の集成図『集古図』に含まれる資料であるし、目録未収ながら貞幹から光貞宛て送られた打球等の考証文書数通も、土佐家と貞幹の関係を物語るものである。

貞幹は幅広い学識を以て公家や学芸諸家と交際した人物である。そして復古内裏に関しても学問的協力を行っていたことから、復古内裏を模索する周辺には、当時の想像以上に多様な学芸交流の状況があったことが考えられる。

最後に再び清涼殿障壁画に目を転じてまとめたい。土佐家は朝廷主導で

準備が進められた復古内裏について、考証の参考図などを制作することで、早くから関わっていた。朝廷側の考証は裏松固禪の意見に基づき、公家の判断によって具体化が進められたが、土佐家はその作業の中で自家の知識のみならず、多くの参考意見を必要としたかもしれない。ここには当時の学芸諸家の交わりが大きな意味を持っていた。やがて復古様式が定まり、改めて清涼殿障壁画制作の御用を開始するが、これは既に光芳期には整理されていた名所絵粉本を活用し、公家等が決定した本文和歌に従い新図を起こすものであった。公家と土佐との交渉については今後御所造営関係文書の研究が進む中でさらに明らかとなる部分が多いと思うが、当時の故実考証学者と文芸交流の中に復古内裏を考える視点も必要に思われる。

- (註) (1)宮内庁書陵部蔵。記事については島田武彦『近世復古清涼殿の研究』(思文閣出版、一九八七)による (2)藤岡通夫『京都御所〔新訂〕』(中央公論美術出版、一九八七)二二〇頁 (3)西井芳子「裏松固禪とその業績」(『平安博物館研究紀要』第二輯、一九七二) (4)藤田覚「寛政内裏造営をめぐる朝幕関係」(『日本歴史』第五一七号、一九九二) (5)阿河準三編『注釈増補栗山文集』(栗山顕影会、一九八七) (6)国立国会図書館蔵 (7)拙稿「藤原貞幹の『六種圖考』と『七種圖考』」(『京都市立芸術大学芸術資料館年報』第二号、一九九二)

(京都市立芸術大学芸術資料館学芸員)